

平成29年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	244,000戸
(2) 年間総処理水量	140,525,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	385,000m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	11,617,699千円
下水道管渠布設等	15,809m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	22,685,000千円
第1項 営業収益	15,732,525千円
第2項 営業外収益	6,952,475千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	21,846,000千円
第1項 営業費用	18,580,921千円
第2項 営業外費用	3,264,079千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,252,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額524,396千円、過年度分損益勘定留保資金3,027,017千円及び当年度分損益勘定留保資金3,700,587千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	15,126,000千円
第1項 企業債	10,668,200千円
第2項 出資金	768,200千円
第3項 国庫(県)支出金	3,532,899千円
第4項 他会計支出金	324千円
第5項 負担金	156,236千円
第6項 その他資本的収入	141千円

支 出

第1款 資本的支出	22,378,000千円
第1項 建設改良費	11,695,450千円
第2項 企業債償還金	10,576,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 その他固定負債返済	105,500千円
第5項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第1期分)	平成30~34年度	33,908千円
下水道台帳管理システム機器設置費	平成30~34年度	24,021千円
公共下水道整備費	平成30年度	300,000千円
広野排水区 広野2号雨水幹線築造工事	平成30年度	625,000千円
大谷川右岸第1排水区 小鹿地区雨水渠築造工事	平成30年度	205,000千円
大谷川右岸第1排水区 豊田地区雨水渠築造工事	平成30年度	143,000千円
入江排水区 入江地区雨水渠築造工事	平成30~31年度	855,000千円
袖師排水区 神明川雨水2号幹線築造工事	平成30年度	150,000千円
高橋雨水ポンプ場 ゲート設備工事	平成30年度	115,000千円
高松浄化センター 自家発電設備更新工事	平成30年度	296,835千円
城北浄化センター 水処理設備更新工事(ブロー)	平成30年度	353,831千円
中島浄化センター 水処理設備更新工事(終沈掻寄機)	平成30年度	238,620千円
中島浄化センター 脱臭設備更新工事	平成30年度	422,420千円
中島浄化センター 汚泥燃料化施設維持管理運転業務	平成30~48年度	3,887,000千円
清水南部・静清浄化センター 汚泥送受泥施設建設工事	平成30年度	870,000千円
愛染ポンプ場 ゲート設備更新工事	平成30年度	170,914千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	10,668,200千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成29年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,681,715千円  
(2) 交際費 200千円

平成29年2月16日提出

静岡市長 田辺信宏